

ものづくり未来会議おおいた開催要綱

(趣旨)

第1条 ものづくり産業の県内総生産における過半を占め、九州全体の成長とも関係する 半導体・自動車・コンビナート企業群について、2030年、2050年を見据え、今後も大分県、そして九州が魅力的なパートナーであり続けるために、人材育成や SDGs 等の乗り越えるべき課題と対応の方向性も含めて、官民が未来思考で議論する「ものづくり未来会議おおいた」(以下「未来会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 未来会議は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。
2 構成員の追加等は、事務局が決定する。

(未来会議の取扱い)

第3条 未来会議の取扱いは、以下によるものとする。
一 未来会議は、原則として公開とする。
二 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
三 未来会議の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第4条 未来会議の構成員は、未来会議で知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第5条 未来会議に係る事務は、大分県商工観光労働部工業振興課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、構成員と協議の上、事務局が別にこれを定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。
2 未来会議の活動は、令和5年3月31日までとする。